

施設ご利用前に必ずお読みください。

学校施設利用の皆さまへお願い

かほく市立学校施設利用に関しては、学校行事に支障のない範囲内で利用ができますが、下記の事項に注意の上、ご利用くださるようお願いいたします。

学校施設の利用の仕方について

- 開錠**：原則として申請のあった利用開始時刻の**15分前**に施設を開錠する。開錠前に来られても施設に入れません。
- 利用時間**：準備・後片付けを含む。利用終了時刻には退出すること。
- 利用終了時**：管理人の指示に従い、責任者の確認の署名を所定の用紙に記入すること。
- 禁止事項**：施設は、整理整頓、飲食禁止、禁煙、施設を傷つける恐れのある道具類の利用禁止等マナーを守って利用すること。特に、**ゴミを学校のゴミ箱に捨てていけないこと。**
- 駐車場**：譲り合いの精神で利用すること。またアイドリングストップを実施すること。
- 利用変更**：都合により中止等となった場合には、速やかに施設の管理者に連絡をすること。
- 備品借用**：学校施設の備品(ボール等)を利用する場合は申請書備考欄にもれなく記載すること。また、利用は大人がいる場合に限る。**利用後は必ず元の状態へ戻すこと。**

利用時間を変更する際の注意点

■利用時間の変更（短縮又は中止）となる場合

平日の**17時までに**それぞれの申請窓口（施設が休館日の場合はスポーツ文化課）にご連絡願います。

■利用時間を延長する場合

利用日の**1週間前までに**所定の利用申請を申請窓口へ提出してくださるようお願いいたします。

※止むを得ない理由により、利用日当日**17時以降に**利用時間の短縮又は中止が発生した場合は、責任者又は代理者が申請上の利用開始時刻に現地に出向いて、管理人にその旨を申し出てください。

■申請窓口

利用学校施設		申請窓口
七塚地区	・外日角小学校 ・七塚小学校 ・河北台中学校（講堂・グラウンド）	かほく市スポーツ文化課 TEL(076)283-7135
	・河北台中体育館	
宇野気地区	・宇ノ気小学校 ・金津小学校 ・宇ノ気中学校	クラブパレット TEL(076)283-4411
高松地区	・大海小学校 ・高松小学校 ・高松中学校	高松公民館 TEL(076)283-8686

雨天時に利用場所を振替する際の注意点

屋外運動場を利用している団体が雨天等により屋内運動場に振り替えて利用したいときは、**次の事項を全て満たした場合にのみ利用ができますので**、ご理解とご協力をお願いします。

あらかじめ体育館の振替利用に関する申請書が提出されていること

※学校施設利用許可申請書において、備考欄に雨天時振替利用希望として申請が必要です。

※また、雨天振替利用希望として申請していた場合であっても、**後に他団体等の施設利用申請があった場合は、そちらを優先することになりますので**、ご了解願います。

当該の体育館がその時間帯に利用可能であること

※その時間帯に振替希望施設において他の団体の利用が無いことが前提ですが、**学校行事等で臨時的に使用している場合も利用できません。**

同一施設（学校）内の振替であること

※振替える場合は、管理人に申し出てください。

(例) ◎高松小学校グラウンドを高松小学校体育館へ振替

×高松小学校から大海小学校体育館への振替

運動場の利用予定時間と同一時間の利用であること

終了時刻の繰り上げは、管理人の了承を得たうえで可とする。

※申請のあった開始時刻に管理人が現地に向かうため**開始時刻の変更はできません。**

体育館の利用規定を遵守すること

※施設の破損又は事故のおそれがある利用は禁止します。**硬いボール（軟球等）は絶対に利用しないでください。**屋内運動場から屋外運動場への振替についても、上記事項を準用します。

利用取り消しについて

マナーを守ってご利用ください

次の場合、利用禁止といたします。個人の違反であっても団体責任とし、団体の利用を禁止します。

■利用許可内容に対して違反行為をしたとき

- ア) 利用申請書に虚偽の内容を記載し、不当に利用許可を受けたことが発覚した場合。
- イ) 利用許可を受けていない施設への立ち入りや利用許可を受けた日時以外の無断利用（無断時間延長を含む）について、管理人等（教員や施設管理の委託を受けたシルバー人材センター員など）の注意を受けたにも関わらずその注意に従わない場合。

■飲酒行為をしたとき

- ア) 学校施設で飲酒をした場合。
- イ) 学校施設と自宅の往復途中に施設利用者が飲酒運転または酒気帯び運転で検挙された場合。

■ 原状復旧をしなかったとき

- ア) 学校施設の器物等を破損・紛失したことを管理人等に届け出なかった場合。
- イ) 学校施設の器物等の破損・紛失が故意や悪意でなされたことが判明した場合。

■ 喫煙行為をしたとき

- ア) 学校敷地内での喫煙行為が発覚した場合。
- イ) 学校敷地内で喫煙行為がなかったとしても、タバコの吸殻を敷地内にポイ捨てるなど、管理人等が悪質な行為と判断した場合。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。



<問い合わせ先>
かほく市教育委員会スポーツ文化課
〒929-1195 かほく市宇野気ニ81番地
TEL (076) 283-7135